

平成二十五年二月十五日

平成二十五年二月十五日 厚生労働大臣 田村 慶久
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令 第十九号の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項中「育成医療（令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は」を削り、「同条第三号」を「令第一条の二第三号」に改める。
第三十六条第一号中「育成医療」の下に「（令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）」を加える。
第五十七条第三項各号別記以外の部分中「指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は指定居宅サービス事業者（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいい、訪問看護（同法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）を行う者に限る。）」を「令第三十六条第一号及び第二号に掲げる事業者」に改め、「又は訪問看護」の下に「（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「介護保険法第八条第一項」を「同条第一項」に改め、「居宅サービス事業者をいう。」の下に「若しくは介護予防訪問看護（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る介護予防サービス事業（同条第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。）」を加え、同項第四号中「指定居宅サービスをいう。」の下に「若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）」を加える。

第三十五条第一項及び第二項

市町村等

中核市

第七十一条の表中

に改める。

**第五十一条第一項
第六十五条第一項及び第二項**

都道府県知事

中核市の市長

	都道府県知事
第二項 項目	中核市の市長

卷

第一項
及
び
第二項

明治編 | 呼吸「育成医療及び」